

# AMT/NEWSLETTER

## Economic Security & International Trade

2026年1月15日

### 中国による軍民両用品の対日輸出規制の概要と日本企業への影響、今後のさらなる展開に関する一考察

日本弁護士 中川裕茂、横井 傑、唐沢晃平

#### Contents

- I. 「両用品目の日本に対する輸出管理の強化に関する公告」の公布
- II. 本件公告の内容と解釈
- III. 日本企業への影響と対応
- IV. 今後の展開に関する一考察

#### I. 「両用品目の日本に対する輸出管理の強化に関する公告」の公布

中国商務部の産業安全および輸出入管制局(通称:安全管制局)は、2026年1月6日、「両用品目の日本に対する輸出管理の強化に関する公告」(商務部公告 2025年第1号<sup>1</sup>、以下「本件公告」という。)を公布し、本件公告は即日施行された。本件公告は、基本的に、両用品目を対象として、日本の軍事ユーザー、軍事用途、軍事力の向上に寄与するユーザーや用途向けの輸出を禁止する措置である。

本件公告は、2025年11月7日の高市発言が発端となったものである。高市発言に対する中国側の反応としては主に以下のものがあるが、本件公告は商務部が正式に公布した初めてのリアクションである。なお、商務部は、以下のとおり、2026年1月7日に半導体製造工程に使われる化学物質であるジクロロシラン(日本原産のみ)に対するアンチダンピング調査の開始も発表している。

<sup>1</sup> “商务部公告 2026 年第 1 号 关于加强两用物项对日本出口管制的公告”

[https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art\\_8990feda8fa462eb02cc9bae5034e91.html](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_8990feda8fa462eb02cc9bae5034e91.html)

(高市発言に対する中国政府の反応)

2025年11月14日	外交部が国民に対して日本への渡航自粛を要請
同11月16日	教育部が日本への留学について慎重に検討するよう要請 文化観光部が日本への旅行を当面避けるよう要請
同11月19日	日本産水産物の輸入を事実上停止
同11月20日	北京日報がこのままでは上野動物園への新たなパンダの貸与は行われないだろうとの報道
2026年1月3日	外交部が治安悪化を理由に日本への渡航自粛を改めて呼びかけ
同1月6日	商務部が両用品目に関する対日輸出規制の強化を発表
同1月7日	商務部が日本原産の「ジクロロシラン」に対するアンチダンピング調査の開始を発表

## II. 本件公告の内容と解釈

本件公告の内容自体は非常に短いため、全文を記載する(下線は当事務所による)。

「中華人民共和国輸出管理法」などの法律法規の関連規定に基づき、国の安全と利益を守り、拡散防止などの国際義務を履行するため、両用品目の日本に対する輸出管理を強化することを決定した。ここに関連事項を以下のとおり公告する。

すべての両用品目を、日本の軍事ユーザー・軍事的用途、および一切の日本の軍事力の向上に寄与するその他のエンドユーザー用途に輸出することを禁止する。

いかなる国家・地域の組織・個人も、上述の規定に違反して、中華人民共和国原産の関連両用品目を日本の組織および個人に対して移転または提供した場合は、法に基づき法的責任を追及する。

本公告は公布の日から正式に施行する。

商務部

2026年1月6日

本ニュースレター執筆時点での報道では、「民生用途の輸出まで禁止されるのか不明確」、「両用品目の範囲が明示されていない」、等の疑問が提起されている。確かに中国の法令や規制の運用には不明確さがある。しかし、まずは規制の内容を正確に把握することが重要である。上記の点も含め、本件公告の読み方について、私見も加えつつ以下解説する。

### 1. 「一切の日本の軍事力の向上に寄与するその他のエンドユーザー用途」とは何か

本件公告は、中国語の文言において不明確な点がある。すなわち、中国語原文は、「一切有助于提升日本军事实力的其他最终用户用途」であり、直訳すると「一切の日本の軍事力の向上に寄与するその他のエンドユーザー用途」となるが、当該エンドユーザー向けの用途であるのか、用途とエンドユーザーが「かつ」の関係であるのか、エンドユーザーと用途は並列で「または」の関係なのかによって意味は異なる。この点、文章全体の文法構成<sup>2</sup>や実質的意味からすると一定のエンドユーザー「または」用途向けの輸出を並列的に記載しているものと読むのが合理的であると思われる。

すなわち、以下のように広く解釈されるものと考えられる(私見)。

- 「日本の軍事力の向上に寄与するエンドユーザー」向けであれば、用途を問わず、輸出禁止。
- 「日本の軍事力の向上に寄与する用途」であれば、エンドユーザーが誰であるかを問わず、輸出禁止。

<sup>2</sup> 中国語では「、」と「、」は使い分けられており、「、」は複数の語を並列的に記載する際に用いられるため、直前の箇所の「軍事用户、军事用途」は、「軍事ユーザー・軍事的用途」の意、つまり、「または」の関係である。

では、「日本の軍事力の向上に寄与するエンドユーザー」は誰か、「日本の軍事力の向上に寄与する用途」とはいかなる用途か。この点は相当程度不明確である。

例えば、半導体の製造工程に必要な材料を製造する会社は含まれるのか、自衛隊が使用している小型トラックに装着されるタイヤメーカーは含まれるのか、自衛隊が用いる通信環境を提供している通信会社はこれに含まれるのか、海上自衛隊が用いる一般的な船舶に取り付けられる計器やポンプのメーカーは含まれるのか等、判断には困難が伴う。用途に関しては同様である。重要な部分においてこのような不明確な文言での公告が出た場合、必然的な結果として、企業（中国企業にしても、日本企業にしても）に対する萎縮的効果が生じるほか、輸出管理を担う行政機関（商務部門や税関等）における審査や調査が長期化・厳格化しうる。

なお、本件公告は、米国向けの2024年12月3日付け「関連両用品目の米国に対する輸出管理強化に関する公告」<sup>3</sup>と類似するとの声もあるが、次の対比表のように「一切の日本の軍事力の向上に寄与するその他のエンドユーザー用途」向けの輸出の禁止が付け加えられている点で、大きく異なる。

<2024年12月3日付けの対米措置との比較…赤字下線部分が実質的相違点>

	対日措置(2026年1月)	対米措置(2024年12月)
名称・公布 /施行時期	2026年1月6日付け「両用品目の日本向け輸出管理の強化に関する公告」(即日施行)	2024年12月3日付け「関連両用品目の米国に対する輸出管理強化に関する公告」(即日施行)
エンドユーザー /エンドユース規制	両用品目の日本の軍事ユーザー、軍事用途向けの輸出に加え、 <u>「日本の軍事力の向上に寄与するその他のエンドユーザー・用途」</u> 向け輸出 ⇒ 禁止	両用品目のアメリカの軍事ユーザーまたは軍事用途向け輸出 ⇒ 禁止
再輸出規制	「いかなる国や地域の組織および個人」も、上記に違反し、中国を原産とする関連両用品目を日本/米国の組織および個人に移転または提供した場合、法に基づいて法的責任を追及する。 ⇒ 中国原産について限定した再輸出規制。	
レアアース規制	対応する条文なし	ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、超硬材料関連／黒鉛両用品目の米国向け輸出 ⇒ 原則不許可／より厳格な措置 ※なお、2025年10月30日の米中の合意により1年間実施が延期された(2025年11月7日付け商務部公告2025年第70号)。

## 2. 民生用途の両用品目の日本向け輸出も禁止されるか

中国商務部の何亞東報道官は、1月8日の定例記者会見において、本件公告が影響を及ぼす範囲に関して、「民生用途に関わるものはこれによる影響を受けない。正常な民生用の貿易取引を行う関係当事者は、一切心配する必要はない。」と発言している。<sup>4</sup> この発言は、どのように理解すればよいのか。この点、上述の本件公告の文法構造を踏まえて考える

<sup>3</sup> 「商務部公告 2024年第46号関連両用品目の対米輸出管制強化に関する公告」(“商务部公告 2024年第46号 关于加强相关两用物品对美国出口管制的公告”)

[https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2024/art\\_3d5e990b43424e60828030f58a547b60.html](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2024/art_3d5e990b43424e60828030f58a547b60.html)

<sup>4</sup> 商務部定例記者会見発表文(“中方始终致力于维护全球产供链稳定与安全，涉及民事用途的不会因此受到影响。对于开展正常民用贸易往来的相关方，完全没有必要担心。谢谢。”)

<https://www.mofcom.gov.cn/xwfbzt/2026/swbzklxxwfbh2026n1y8r/index.html>

と、本件公告の文理解釈は次のとおり整理されるのではないかと考えられる(私見)。

エンドユーザー	エンドユース	条文の直接的解釈	コメント
軍事ユーザー	軍事用途	×	軍事ユーザー向けは、用途を問わず輸出禁止
	日本の軍事力向上に寄与する用途	×	
	上記以外の民生用途	×	
日本の軍事力向上に寄与するエンドユーザー	軍事用途	×	軍事用途向けは、エンドユーザーを問わず輸出禁止 範囲は曖昧 商務部報道官の発言について誤解をしてはならない箇所
	日本の軍事力向上に寄与する用途	×	
	上記以外の民生用途	×	
その他のエンドユーザー	軍事用途	×	軍事用途向けは輸出禁止
	日本の軍事力向上に寄与する用途	×	範囲は曖昧
	上記以外の民生用途	○	セーフのはずだが、萎縮効果等による影響はないか

上記のように考えると、商務部報道官は、あらゆる民生用途の輸出について影響が及ばないと発言したものではなく、軍事ユーザーや日本の軍事力向上に寄与するエンドユーザー以外のその他のエンドユーザー向けの、軍事用途や日本の軍事力向上に寄与する用途以外の民生用途の輸出については、影響が及ばないと発言したに過ぎないものと見るべきである(少なくとも、当然ながら上記のような趣旨の発言であったとの説明が可能である。)。商務部報道官の発言によって、「日本の軍事力向上に寄与するエンドユーザー」向けの輸出であっても、民生用途であれば許されることが明らかになったと理解するのは誤解であり、注意を要する。また、「その他のエンドユーザー」向けの民生用途の輸出については本件公告のスコープ外という点は商務部報道官の発言のとおりではあるが、上述のとおり、企業に対する萎縮的効果や、行政機関の審査・調査の長期化・厳格化が、実質的な輸出制限となることがないか影響が懸念される。なお、民生用のレアアース関連製品であっても、中国の企業が日本への輸出許可を申請した際、現地当局が受理せず、または受理しても審査が進んでいない事例が報告されている。<sup>5</sup>

### 3. 対象たる「両用品目」とは何か

報道では本件公告には「両用品目」の具体的品目が示されておらず、レアアースが含まれるかどうか不透明という論調もあるが、中国では「両用品目」は既に相当具体化されており、一定のレアアース関連品目が本件公告の対象に含まれることは明らかと言わざるを得ない。

まず、法令上の定義では、「両用品目」とは、「民事用途だけでなく、軍事用途あるいは軍事上の潜在力を向上するのに資する、特に大量破壊兵器およびその運搬手段の設計・開発・生産あるいは使用に用いることのできる貨物、技術とサービスを指す」(輸出管理法2条4項)。これだけではよく分からないが、両用品目の管理品目については、2024年11月15日に、「両用品目輸出管理リスト」("両用物項出口管制清单")が公布され、その後個別の公告により項目が追加されてきている。このリストに記載されている品目(個別の公告により追加された項目を含む)は、本件公告の対象たる「両用品目」に含まれるものと解されるが、この中には、一定のレアアース関連品目も無論含まれている<sup>6</sup>。

<sup>5</sup> 2026年1月13日日経新聞朝刊

<sup>6</sup> 2025年4月4日付「商務部・海關總署公告 2025年第18号 一部の中・重希土類関連品目に対する輸出管理を実施する決定」(“商務部 海關總署公告 2025年第18号 公布对部分中重稀土相关物項实施出口管制的决定”)により、レアアースのうち、サマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウム関連品目は両用品目に指定されている。

[https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art\\_9c2108ccaf754f22a34abab2fedaa944.html](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_9c2108ccaf754f22a34abab2fedaa944.html)

なお、レアメタル・レアアースの両用品目該当性に関しては、上記リストが公布された後に、次のような文書においても明確化が図られてきた。

- (1) 両用品目のよく見る質問の解答その2(タングステン、テルル) (2025年2月28日公表)<sup>7</sup>
- (2) 中国両用品目輸出許可申請表の作成ガイドライン (2025年3月28日公表)<sup>8</sup>
- (3) 両用品目のよく見る質問の解答その3(参考税関品目番号等の問題) (2025年4月8日公表)<sup>9</sup>
- (4) 両用品目のよく見る質問の解答その4(レアアース) (2025年4月21日公表)<sup>10</sup>
- (5) 両用品目のよくある質問の解答その5(レアアース関連品目) (2025年9月16日公表)<sup>11</sup>

例えば、上述(5)の解答では、次のように述べ、規制範囲の該当性について明確化が図られている。

一、モーター用ローター(回転子)、ステーター(固定子)コンポーネント

磁石を鉄芯／鋼板に埋め込み、内蔵もしくは表面貼付して固定組み立てるコンポーネント、またはシャフト、ベアリング、外側スリーブ、ファン、ギア、動バランスプレート、エンコーダー等の部品を様々な程度に統合した部品は、高度加工製品のカテゴリーに含まれ、一般的に第18号公告の規制範囲に該当しない。

二、センサーおよび関連部品、コンポーネント

センサーもしくはチップ、回路基板、ブラケット、ピン、磁石等を様々な程度に集積したセンサー部品もしくはコンポーネントであって、射出成形等の成形を経たものは、高度加工製品のカテゴリーに含まれ、一般的に第18号公告の規制範囲に該当しない。

※ 上記の「第18号公告」とは、2025年4月「商務部・税関総署公告 2025年第18号 一部の中・重希土類関連品目に対する輸出管理を実施する決定」を指す。<sup>12</sup>

※ 上記の翻訳は安全保障貿易情報センター(CISTEC)による。

これによれば、レアアース自体、その合金、磁石の材料、永久磁石や一次加工品が両用品目に該当する場合であっても、それらを用いて製造されたモーターやセンサーについては、両用品目に該当しない(さらには、モーターやセンサーを部

---

なお、中国商務部及び税関総署は毎年12月末に「両用品目・技術輸出入許可証管理リスト」(“両用物項和技术进出口许可证管理目录”)の翌年度版を公布しており、その中の「両用品目技術・輸出許可証管理リスト」においては、個別の公告によって追加指定された両用品目も含め、その時点で輸出許可管理規制の対象となっている両用品目が網羅的に記載されている(両用品目輸出管理リストではカバーされていない、核や易制毒化学品の専用品目等の輸出管理対象品目も記載されている)。したがって、本件公告の輸出禁止の規制の対象となっている両用品目の具体的な範囲を確認するためには、実務的には、「両用品目・技術輸出入管理リスト」の最新版(本ニュースレター執筆時の最新版は2026年版。下記リンク参照。)及びその後の個別の公告による品目の追加・削減等(もしあれば)をチェックすればよいことになる。

[https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art\\_c03d1e511b2b486e829d68e8f1422aff.html](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_c03d1e511b2b486e829d68e8f1422aff.html)

7 “両用物項常见问题解答之二(钨、碲)”

[https://aqyqzj.mofcom.gov.cn/zsyd/art/2025/art\\_265e37edd449413e9ee537542b9be772.html](https://aqyqzj.mofcom.gov.cn/zsyd/art/2025/art_265e37edd449413e9ee537542b9be772.html)

8 “両用物項出口许可申請填报指南”

[https://aqyqzj.mofcom.gov.cn/zsyd/art/2025/art\\_b4861fe2d8ff4f0c8e215325e9b64a1e.html](https://aqyqzj.mofcom.gov.cn/zsyd/art/2025/art_b4861fe2d8ff4f0c8e215325e9b64a1e.html)

9 “両用物項常见问题解答之三(参考海关商品编号等問題)”

[https://aqyqzj.mofcom.gov.cn/zsyd/art/2025/art\\_b30af830218f4932a9b5ad428d7e664d.html](https://aqyqzj.mofcom.gov.cn/zsyd/art/2025/art_b30af830218f4932a9b5ad428d7e664d.html)

10 “両用物項常见问题解答之四(稀土)”

[https://aqyqzj.mofcom.gov.cn/zsyd/art/2025/art\\_1b0aae584340413fa3710cf8e2ecbf84.html](https://aqyqzj.mofcom.gov.cn/zsyd/art/2025/art_1b0aae584340413fa3710cf8e2ecbf84.html)

11 “両用物項常见问题解答之五(稀土相关物項)”

[https://aqyqzj.mofcom.gov.cn/cjwtjd/art/2025/art\\_c6c7e46822e54ba595e6793ff5aed62c.html](https://aqyqzj.mofcom.gov.cn/cjwtjd/art/2025/art_c6c7e46822e54ba595e6793ff5aed62c.html)

12 当該公告に関しては脚注6を参照

品として使用した製品も同様に規制対象外)ということになる。

このように、少しづつではあるが、両用品目の外縁は明確化されてきているが、それでも、実務においては判断に迷うことがまだまだ多そうである。この点、両用品目の該否判定ができない企業は、商務部門に問い合わせて確認することが可能だが、かかる問い合わせをしても回答が得られる保証はなく、また、法定の回答期限はない。

#### 4. 日本向けの再輸出規制が含まれている

本件公告では、「いかなる国家・地域の組織・個人も、上述の規定に違反して、中華人民共和国原産の関連両用品目を日本の組織および個人に対して移転または提供した場合は、法に基づき法的責任を追及する」と定め、中国原産品の日本向けの再輸出について規制を行うことを明確にしている。

中国の両用品目輸出管理条例は、次の3類型の品目が再輸出の対象となりうる旨を定めており、域外適用の規定をおく。実際の適用のためには、「国務院の商務主管部門は関連する事業者に対して本条例の関連規定を参照して実施するよう要求することができる」としており、個別の指定が必要とされている(両用品目輸出管理条例 49条)。

- ① 中国を原産とする特定の両用品目(中国原産品)
- ② 中国を原産とする特定の両用品目を含有、統合または混合して国外で製造された両用品目(組込製品規制、デミニミス)
- ③ 中国を原産とする特定の技術等の両用品目を使用して国外で製造された両用品目(直接製品規制、FDP 規制)

本件公告は、上記の①の類型を規定している。結果として現状中国において実行されている再輸出規制としては、米国および日本向けの中国原産の両用品目の再輸出規制が存在するということとなる(米国向けは上記 II. 1 の公告のとおり)。

その結果、例えば、日本企業が、在外子会社を経由して両用品目を輸出しようとしても、それが中国原産であり続ける限り、本件公告と抵触することとなる。

### III. 日本企業への影響と対応

本件公告の日本企業への影響は今後徐々に明らかになると思われる。

対応については、ビジネス形態の変更として、調達先を中国から他国に振り分ける(例えば、レアアース関連製品はオーストラリアから調達する等)、中国の両用品目に該当しない程度の製品になった段階での製品を中国から調達とする(例えば、磁石関連製品についてはモーターやセンサー、さらにはそれを組み込んだ製品を中国から調達する)、第三国にある現地法人で中国から両用品目を購入し中国原産品から第三国原産品に変化させる加工を行い日本に輸入する、日本の製造工程を外し第三国現地法人で両用品目を中国から購入し最終製品を製造する等の対応もある。ただ、これらは現実的であるのか、時間や費用の観点から成り立つうるか等の検討も必要であろう。

中長期的課題については、今後の日中間の動向を踏まえて検討を継続する必要があるが、本稿では、直近で生じうる問題のうち、法務に関連する問題のみに焦点を当てて、以下取り上げる。

#### 1. 日本の輸入者や川下産業に対するエンドユーザー、エンドユースの確認要請

上記 II. 1 のとおり、両用品目を販売する中国の事業者(さらには、再輸出規制の関係で、中国原産の両用品目を日本向けに販売しようとする第三国事業者)は、「日本の軍事力の向上に寄与するその他のエンドユーザー用途」に対しては両用品目の輸出が禁止される。このため、両用品目を輸入しようとする事業者や、さらにはその川下企業は、次のような文言を含む証明書を、これらの事業者から求められる可能性がある。

- (1) 「当社は、日本の軍事力の向上に寄与するエンドユーザーに該当しません。」
- (2) 「当社は、日本の軍事力の向上に寄与するエンドユーザーに対しては販売しません。」

(3) 「当社製造の製品のエンドユースは、日本の軍事力に寄与することはありません。」

かかる証明書の提出を求められた場合、「軍事力の向上に寄与する」という概念が極めて曖昧である以上、厳密な解釈を行おうとしても困難が伴うため、提出の要否および可否に関して、ビジネス上の判断としての決定が求められることとなることが想定される。

## 2. 既存契約への影響

両用品目を中国企業から購買している日本企業にとっては、たちまち供給の継続性に関する問題が生じる。本件公告は禁輸を定めており、例外は定められていないため、中国の輸出事業者が商務部に対して輸出許可申請を行っても、許可を取得できる見込はないという前提となる。かかる場合、常識的に考えれば、両用品目の供給契約は「履行不能」となり、履行不能の原因は「不可抗力」となる。

中国企業による契約上の義務が「履行不能」となった場合には、具体的には契約の不可抗力条項の内容にもよるが、通常は、契約上の義務の履行の停止や、さらには契約の解除も正当化されうる。

## 3. 中国の現地法人の内、日本向けに輸出する法人の留意事項

本件公告が公布された後、日系現地法人で日本向け輸出を行う企業に対する税関による取り締まりが強化されたとしても、驚くべき事態ではない。

実は輸出管理法に基づく両用品目の輸出規制に関する行政処罰の事案は、数多く存在する。例えば以下のとおりである(以下はほんの一例である。)。

処罰日	対象企業	認定された事実	処罰内容
2025年3月6日	外商投資企業	<ul style="list-style-type: none"><li>輸出申告では「天然フレーク片黒鉛」90kg であった。申告 HS コードは 3801100090。</li><li>実際には、貨物は「膨張黒鉛」であり、HS コード 38249999 に分類されるべきであり、「両用品目および技術輸出許可証」が必要であった。</li><li>貨物の価値は、3,011 元</li></ul>	3,100 元の過料
2025年4月29日	日系現地法人	<ul style="list-style-type: none"><li>輸出申告では「ハフニウム線」で、当該貨物のハフニウム純度は 97% であった。</li><li>両用品目および技術輸出入許可証管理リストの規定によれば、ハフニウム含有量が 60% を超える合金は管理範囲内に属するため「両用品目および技術輸出許可証」が必要であった。</li><li>貨物の価値は 800 元</li></ul>	10,000 元の過料
2025年4月29日	中国系企業	<ul style="list-style-type: none"><li>「タンタル坩堝」の輸出申告。</li><li>当該製品は「液体アクチニド元素金属に耐える材料で製造されたるつぼ」であり、これは管理品目であり、「両用品目および技術輸出許可証」が必要であった。</li><li>貨物の価値は、38,451 元</li></ul>	38,000 元の過料
2025年10月20日	中国系企業	<ul style="list-style-type: none"><li>輸出申告「ウインドウピース」(窗口片) および「ガラスウインドウピース」(玻璃窗口片)。</li><li>実際は「ゲルマニウムウンドウピース(堵窗口</li></ul>	186,000 元の過料 および 54,027 元の違法

		<p>片)」であり、輸出規制の対象となる両用品目であったが、輸出許可証を取得していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 貨物の価値は 93,027 元</li> </ul>	所得の没収
2025 年 11 月 24 日	中国系企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 輸出申告では「遠心ポンプ」。</li> <li>● 当該製品は、回転数 2900r/min 流体接触部品表面材料がフッ素含有ポリマーの遠心ポンプであり、これは管理品目であり、「両用品および技術輸出許可証」が必要であった。</li> <li>● 貨物の価値は 191,372. 84 元</li> </ul>	57,000 元の過料
2025 年 12 月 24 日	中国系企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2023 年 9 月 26 日から 2024 年 8 月 5 日までの間、「チタンの粉末」の輸出を一般貿易の方法で税関申告していたところ、一部の商品の規格番号を事実に基づき申告せず、両用品輸出管理規制を免れていた。</li> </ul>	190,000 元の過料

輸出管理法に違反して、輸出を禁止する管理品目(両用品目を含む)を輸出した場合のペナルティは次のとおりである(輸出管理法 34 条)。

基本的処罰	違法行為の停止命令、違法所得の没収		
併科	違法経営額がないまたは 50 万元未満の場合	50 万元～500 万元の過料	
	違法経営額が 50 万元以上の場合	違法経営額の 5～10 倍の過料	
情状が深刻である場合	業務停止、会社整理、輸出資格の取消		

日系現地法人としては、違法行為とならないように、輸出に際して慎重な事前確認を行うことが望ましい。

## IV. 今後の展開に関する一考察

本件公告を含む中国の対日輸出規制の強化に関して、今後、日本の政府がどのように対応するのか(強かなディールに打って出るのか、強風が止むのを静かに待つのか、はたまた予想外の一手を繰り出すのか)は、今後の展開を待ちたいが、日本側の対応(何も対応を取らないという不作為を含む)によっては、中国政府(特に外交部や商務部)がさらなる措置を講じる可能性がある。かかる措置として考えられるもののうち、日本企業に影響しうる法的手法を検討する。かかる措置は、自然災害あるいは交通事故のようなものであるかもしれないが、いざというときに慌てないように社内検討を進めておくことは有意義であろう。

### 1. 各種の中国政府のリストへの掲載

#### (1) 輸出管理コントロールリストへの日本企業の掲載

輸出管理法では、国家の安全および利益を損なう恐れがある場合等には、輸入業者・エンドユーザーを「輸出管理コントロールリスト」(“出口管控名单”)にリストするものとされている(輸出管理法 18 条 1 項)。そして、中国は、輸出管理コントロールリストを 2025 年 1 月から多用するようになった。これまで、多くの米国企業の他、台湾企業、リトアニアの企業等が同リストに掲載されている。今後、特に防衛産業に関連する日本企業がかかるリストに掲載される可能性がある。

リストされた場合の効果としては、まず、法律上は、中国の輸出事業者はリストに記載された輸入業者、エンドユ

ーザーと取引をしてはならないものとされている(同法 18 条 3 項)。実際には次のような決定がなされており、実務上、対象は両用品目に限定されている。<sup>13</sup>

- 両用品目を輸出することを禁止する。現在行っている輸出活動は直ちに停止せよ。
- 特殊な状況で輸出を行うことが確実に必要である場合、輸出事業者は商務部に対して申請をせよ。

これらは、輸出事業者の義務であるが、リストに掲載された場合、対象企業は中国から両用品目を輸入することはできなくなる。

(輸出管理コントロールリストのこれまでの掲載事例)

日付	対象たる外国企業	現状の効力
2025 年 1 月 2 日	米国企業(軍事系)の 28 社	有効
2025 年 3 月 4 日	米国企業(情報・IT 系)の 15 社	米中合意により 2025/11/10 から停止。
2025 年 4 月 4 日	米国企業(情報・IT・物流・軍事系)の 16 社	米中合意により 2025/5/14 から 90 日執行停止(8/12 から 90 日間再延長)、さらに 11/10 より 1 年延長。
2025 年 4 月 9 日	米国企業(情報・IT 系)の 12 社	米中合意により 5/14 から 90 日措置を停止、その後 8/12 に停止。
2025 年 7 月 9 日	台湾企業(航空宇宙・造船関係)の 8 社	有効
2025 年 9 月 25 日	米国企業(造船、建設系)の 3 社	有効

## (2) 反制裁リストへの日本企業の掲載

中国は、反外国制裁法に基づき、外国企業を「反制裁リスト」(“反制清单”)に掲載することがある。2022 年末ころから同リストを用いるようになったが、例えば、直近では、米国の台湾に対する 1.7 兆円の武器売却に対する反応として、米国企業 20 社およびこれらに関係する個人 10 人を反制裁リストに掲載している。<sup>14</sup>

リストされた場合の効果は以下のとおりである(反外国制裁法 6 条)。

- 中国国内資産の差押え、押収、凍結
- 国内組織や個人との取引、協力などの活動の禁止または制限
- 入国禁止、査証取消、国外追放(個人の場合)

このうち、②については、両用品目に限らず、一切の取引禁止となるため、影響は重大である。日本企業の場合、一つの企業が、防衛装備品を扱う事業部門と、それ以外の事業部門の双方を有していることが多いところ、前者が中国にとっての関心事であるにもかかわらず、一旦企業が反制裁リストに掲載された場合には、後者の事業部門にも影響が及ぶ。

## (3) 信頼できないエンティティリストへの掲載

(2)の「反制裁リスト」に類似するが異なるものとして、「信頼できないエンティティリスト規定」に基づく「信頼で

<sup>13</sup> 例えば、2025 年 1 月 2 日の決定は以下のとおり。

「商務部公告 2025 年第 1 号 米国企業 28 社を輸出管理コントロールリストに掲載する公告」(“商务部公告 2025 年第 1 号 公布将 28 家美国实体列入出口管制管控名单”)

<https://exportcontrol.mofcom.gov.cn/article/gndt/202501/1081.html>

<sup>14</sup> 2025 年 12 月 26 日付け「米国軍事工業に関連する企業及び高級管理職に対する反制裁措置の決定」(“关于对美国军工相关企业及高级管理人员采取反制措施的决定”)

[https://www.mfa.gov.cn/web/wjb\\_673085/zfxxgk\\_674865/gknrlb/fzcdcs/202512/t20251226\\_11787617.shtml](https://www.mfa.gov.cn/web/wjb_673085/zfxxgk_674865/gknrlb/fzcdcs/202512/t20251226_11787617.shtml)

きないエンティティリスト」(「不可靠实体清单」)が存在し、これに日本企業が掲載されることもあり得る。同リストは、2023年2月に初めて登場したが、これまで12回の指定が行われている。直近では、2025年10月9日に、米国のドローン企業やカナダの調査会社やその日本子会社等14社を、台湾との軍事技術協力等を理由として、同リストに掲載している。<sup>15</sup>

同リストに掲載された場合の効果は、反外国制裁法に基づく反制裁リストと類似しているが、「情状の軽重に基づく相応な金額の過料の賦課」も可能とされており(信頼できないエンティティリスト規定 10条1項5号)、実際に多額の過料が課されたケースもある。<sup>16</sup>。

1. 中国と関係する輸出入活動の禁止
2. 中国での新規投資の禁止
3. 高級管理人員の入国の禁止
4. 高級管理人員の中国国内における就業許可、滞在および居留資格の不許可・取消
5. 過料の賦課。金額は「信頼できないエンティティリスト規定」施行(=2020年9月19日)以降の各企業の台湾への武器売却の契約金額の2倍。対象企業は公告公布日から15日以内に納付手続を行わなければならない。

最近の例では、①中国に関連する輸出入活動の禁止、②中国での新規投資の禁止に限定されることが通常であるが、上記のような金銭的リスクもあることに留意が必要である。

## 2. 再輸出規制の拡大

上述Ⅱ 4.のとおり、本件公告では、再輸出規制は中国原産品に限定して実施されている。

この点、中国では、再輸出規制を、中国原産品についての再輸出規制から、下記のその他類型にも拡大することも厭わない姿勢を示している。

- 中国を原産とする特定の両用品目を含有、統合または混合して国外で製造された両用品目(組込製品規制)
- 中国を原産とする特定の技術等の両用品目を使用して国外で製造された両用品目(直接製品規制)

例えば、商務部公告 2025年第61号の「域外関連レアアース品目に対する輸出管理実施にかかる決定の公布に関する公告」<sup>17</sup>では、レアアース製品について、中国産の成分を 0.1%以上含むような外国産製品についての再輸出規定を設けている(デミニミス・ルールに類似する規定)。つまり、外国産製品であっても、その中に含まれる一定の中国産レアアースの価値の比率 0.1%以上である場合、当該外国からの再輸出行為についても対象とされたが、かかる 0.1%という閾値は極めて低い。なお、当該公告その他同時に公布された各種公告については、当事務所の 2025年10月16日付けニュースレターをご参照いただきたい。

当該公告は、2025年10月30日の米国と中国の釜山での合意を踏まえて、11月7日付けで、2026年11月10日まで暫定停止するものとされた(2025年11月7日付け商務部公告 2025年第70号)。

<sup>15</sup> 2025年10月9日付け「信頼できないエンティティリスト業務機構の、ドローン技術会社等の外国エンティティを信頼できないエンティティリストに掲載する公告」(「不可靠实体清单工作机制关于将反无人机技术公司等外国实体列入不可靠实体清单的公告」)

[https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art\\_9b662990fa4a4d26ba3984ab5d826960.html](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_9b662990fa4a4d26ba3984ab5d826960.html)

<sup>16</sup> 2023年2月16日の決定では、ロッキード・マーティン社、レイセオン社に対して、中国と関係する輸出入活動の禁止、中国での新規投資の禁止、高級管理人員の入国の禁止、高級管理人員の中国国内における就業許可、滞在及び居留資格の不許可・取消の他に、行政罰として「信頼できないエンティティリスト規定」の施行(=2020年9月19日)以降の各企業の台湾への武器売却の契約金額の2倍の金額の過料が課された。

<sup>17</sup> 「商務部公告 2025年第61号 域外関連レアアース品目に対する輸出管理実施にかかる決定の公布に関する公告」(「商务部公告 2025 第 61 号 公布对境外相关稀土物项实施出口管制的决定」)

[https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art\\_7fc9bff0fb4546ecb02f66ee77d0e5f6.html](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_7fc9bff0fb4546ecb02f66ee77d0e5f6.html)

今後の展開によっては、同種の規制が日本向けに実施されることが懸念される。

以上

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願ひいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 中川 裕茂 ([hiroshige.nakagawa\\_grp@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa_grp@amt-law.com))  
弁護士 横井 傑 ([suguru.yokoi@amt-law.com](mailto:suguru.yokoi@amt-law.com))  
弁護士 唐沢 晃平 ([kohei.karasawa@amt-law.com](mailto:kohei.karasawa@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。